

# 建築・建築設備工事等における「入札時積算数量書活用方式」試行について

(高知市契約課)  
令和4年4月1日施行

## ① 目的

- 改正品確法の基本理念に基づく公正な契約の履行
- 方式の協議による適正な数量に基づいた変更により、契約の適正化の実現

## ② 方式フロー

※対象工事：一般競争入札に付する建築・建築設備工事等

- 建築一式工事 5,000万円以上
- 電気工事・管工事 他 2,000万円以上

## ③ 確認の請求・協議の対象について

- 疑義が生じた数量が対象であるが、単価は対象外
- 提出した工事費内訳明細書で、受注者独自の数量算出による項目は対象外
- 数量が一式表示（別紙明細）の項目は対象外
- 入札時積算数量書にあるべき項目がない場合、協議は可能
- 発注者からの協議も可能

## ④ 確認の請求・協議の時期について

- 確認の請求は、施工図承認や下請見積徴収時期を目安とし、契約後の打合せにて協議し、時期を決定する。
- 契約書上、疑義に係る積算数量部分の工事完了まで確認の請求が可能であるが、予算検討及び協議期間を踏まえ、工期末は不可とし、上記を原則とする。
- 確認の請求の際には根拠資料（基準に基づく積算資料等）を添付する。

## ⑤ その他留意点

- 数量基準に基づき算出した入札時積算数量書は入札公告等の添付資料であり、設計図書ではなく、その数量は「契約数量」ではない。
- 契約に係る設計図書は、図面・仕様書・現場説明書・質疑回答書
- 本方式は、実施数量による精算を対象とした制度ではない。

